（郵便物認可）　（本紙六頁）　明治二十一年八月九日　（定價二錢）

時事新報

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

第二千二十一號
明治廿一年八月九日
第二千二十一號
（正二子）
太陽日
（西暦一千八百八十八年）

時事新報

露國の西北利亞政策

露國が東洋諸國に勢力を延ばすの手段として連りに西北利亞の開拓に從事するは近來聞なき事實にして殊に鐵道事業は蒙古蒙古斯坦より西伯利亞に至る凡そ七千有餘哩の間に現在の實測を了り停車場の位地も大々定まりたる事の次第は嘗て時事新報の紙上にも見えたり此全線は自今幾年間に落成す可きや後に明言すること能はずと雖も露國政府が西北利亞鐵道を度外に措かざるのみならず之に熱心なる次第は今日までの實際に於て疑なき所なるは日又驚く可き一報に接せり抑も今日迄露國政府は西北利亞地方を以て罪人の追放地と爲し凡そ罪の重き者は公罪私罪に論なく之を其地方に送るの仕來りなりしに此程同國の行政議會に於て今後右の制度を全廢するの議に決したりと云へり其議たる固より急を以て行はる可き筈に非ず殊に西北利亞に罪人追放の事を廢すると共に本國には更に堅牢宏大なる獄舍の建築なるを可からず之が爲めには莫大の費用を要するとなりと雖て同國大藏大臣は不同意を表したる由なれども然れども兼て西北利亞を罪人の追放地と爲すの本案に投票したるに非ずして神聖なる斯獄舍建築の費用に就き一場の故障を入れたるは過ぎず又あの議に關しては露國の所思も測られずとのみとなれば今後尚ほ多少の時日を費すならんとは雖も遂に實行を見るに至るは疑ふ可きよあらず外國諸新聞の報する所は依れば同國政府にて斯る決議に至りし理由の一には自國人民は更なり歐洲列國の輿論に於ても露國が廣漠たる西北利亞を罪人の放逐場と爲し無數の生靈を嚴寒瘴癘に苦ましむるの殘酷を非難する者尠からざるより同國政府は今又及び其輩と免れんとの念を發したるとなる可し又二には國事犯罪人の如きは之を西北利亞に流すと雖も敢ねて途中にして脱獄を失する者多く現に三箇月以前の報告に依るに逃亡者をウラル山外に送出したる後、五箇年餘を經過する間に行衛の分らざる者は過半なりと云へり露國政府の不行届に依るとなれば之を防がんには別に堅牢なる獄舍の建築なる可からず即ち今回決議の一因ならんと雖も之を外にして重なる理由は西北利亞地方と商賈上或は上兩ながら本國と密接の關係を有して殊に鐵道落成の後に至らば平原茫漠の地を拓て沃野に變ぜしむるの望少からず然るに斯る地方に罪人を散逐せしむるときは其眼前基を現後に流る可きのみならず土地の開發殖産を害するの恐大なるが故に今に及んで其事業の繁盛たるを保防せんとするは經世の術策に於て最も必要なる者なれば罪人を處するにも其法の殘酷なる社人の知る所あるに今や追放刑の廢止と共に本國に於て牢舍建築の事あらば露國の獄制は爲めに更新するに至るべし雖も可らず彼の大藏大臣は本年建築費に四百五十萬ルーブル（一ルーブルは凡そ金貨五十錢）を要する

官報

○備荒儲蓄金支出科目變更ノ件同指令　去る六月二十五日福井縣知事ヨリ大藏大臣ヘ客年十二月御省令十五號ヲ以テ備荒儲蓄金取扱順序改正相成其出納科目ハ即チ歇項目節ニ區分設定セラレ候處備荒儲蓄法第一條ニ據リ地租ノ補助貸與ヲ爲スベキモノヽ土地檢査ノ爲出張官吏ニ於テ雇上ケタル坪苅粁搾等ノ人足賃ハ救助費若クハ地租貸與ノ項ニ相當ノ目無之ニ付是等ハ儲蓄費備人料ヨリ支拂可然哉又ハ儲蓄費ノ備人料トハ其性質ヲ異ニスルモノナルヲ以テ救助費ノ内ヘ更ニ雜費ノ節ヲ設ケ支拂可然乎ト伺出タルヨ去月三十一日大藏大臣ヨリ書面後段伺ノ通ト指令アリタリ

○磐梯山出水　帝國大學ヨリ磐梯山噴火口測量ノタメ出張セシメタル工學士戸谷亥名藏ヨリ去ル六日左ノ電報ありたり（文部省）

大嶋原（スイイ）增シテ家ヘ浮キ出メセリ小野川（スイイ）增シテ人ハ立退キタリ檜原村ヨリ（ロマレ）二町マテ水來リ未タ水路ッカス

本文（　）内ハ電文不明ナリ但シ「スイイ」ハ水國「ロマレ」ハ東カ

雜報

○ビスマーク父子　旭の昇るが如き普魯西の國勢と共に取分けて過る二十五年間それ國名歐洲に響き渡る獨逸の宰相兼普魯西の内閣議長ビスマーク侯は獨逸ノ於て神の如く畏敬されて百事意の如くならざるもなく只のみならず其一擧一笑にも長縮戒心するは諸外國擧つて皆一なり其子ビスマーク伯は外務大臣の職にありて是亦父と共に勢ひ甚だ昌んなり併しながら伯が現職にあるい全く父の餘勢ふよるものにして普魯西の書例古格に則る時は未だ遠かに此顯職に昇る能はずビスマーク侯は多年武斷果決の政略を執りて世間の毀譽を事ともせず國の古格を顧慮せざるが故に平生の行爲に慣れて國民も侯が已れの子を以て内閣員をなすを見るも敢て怪しまざるなしと雖も侯が其子ビスマーク伯を以て外務大臣となしたるは其眼前基を現後に流る可きのみならず土地の開發殖産を害するの恐大なるが故に今に及んで其事業の繁盛たるを保防せんとするは經世の術策に於て最も必要なる者なれば罪人を處するにも其法の殘酷なる社人の知る所あるに今や追放刑の廢止と共に本國に於て牢舍建築の事あらば露國の獄制は爲めに更新するに至るべし雖も可らず彼の大藏大臣は本年建築費に四百五十萬ルーブル（一ルーブルは凡そ金貨五十錢）を要する

と稱したる由なれども一方より觀たれば廣大なる帝國版圖内の罪人を集め之を西北利亞に送るに其費用は實に莫大なる可し且つ之を廣漠無限の原野に追放し盡く監督の吏員を要し此等の費用も實に出の少なきを憂むの點より牢舍の建築は蒙外容易に行はる可しとの說あり殊に西北利亞地方には悉く罪人の追放を禁ずるの議なれども獨りサガレン嶋は從前通り當分重罪人押籠めの地となし追て永遠には禁を解て移住地と爲す筈なりとぞ

抑も露國が中央亞細亞を占領して以來既に